## 自治基本条例の項目比較

「みんなで創る自治基本条例町民会議」資料 条例の 前文 基本理念·基本原則 情報公開・情報提供・情報共有 住民参加·協働 連携·協力 政策形成活動 行政組織·職員 議会·議員 位置付等 | 議議会の情報公開制度 | 表別の世界 市民 (町民 )参加( まちづくりの主体 情報提供制度会議公開制度 地域の特性 男女共同参画の原則子供参画の原則 外国人の参加権 住民参加制度 近隣 自治体 計画の体系化財政制度の整備 総合計画と予算報 政策評価制度 執行機関の責務 職員の責務 職員の責務 総合計 まちづくりの目標 住民の知る権利 情報公開制度 情報収集·管理制度 住民の参加権 満20歳未満の住民 委員の公募 まちづくり活動の支援広聴制度 (意見提案制 コミュニティ 首長の責務 首長等の就任時の宣誓 審議会等制度 意志決定過程の 行政手続制度 は組織の編成・人事政策 画の策定 まちづ 則 条 先例市 透 制 0 明 整 (将 原 頂 定 化 (子供等 年月日 町 則 の 来像 度 実現 等 の 参加 権 ニセコ町 H13.4 57条(45条 奈井江町 H17.3 31条 宝塚市 H14.4 18条 生野町 H14.6 35条 杉並区 H15.5 32条 羽咋市 H15.4 22条 鳩山町 H15.4 37条 吉川町 H15.10 34条 伊丹市 H15.10 13条 柏木市 H15.10 21条 伊賀市 58条 H16.12 久喜市 H17.3 29条 大和市 H17.4 33条 岸和田市 H17.8 34条 名張市 H18.1 40条 北栄町 H19.4 27条

<sup>「」;</sup>制度・仕組みが明確になっているもの「」制度・仕組みの一部が明示されているもの